

## 令和8年度福岡県主任介護支援専門員研修に係る受講基準

## 受講区分Ⅰ（地域包括支援センター用）

主任介護支援専門員に準ずる者として地域包括支援センターに配置されている介護支援専門員（配置予定の者を含む。）

地域包括支援センターに配置されている介護支援専門員の受講要件は、ア～オの条件を全て満たす者とする。

- ア 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ（同等の更新研修を含む。）を修了した者
- イ ケアマネジメントの実務に関する豊富な知識と経験を有する者
- ウ 地域の介護支援専門員を支援し、個々の介護支援専門員が保健・医療・福祉分野における多職種・多機関と連携できるような体制を構築する上で中心的役割を十分に担える者
- エ 支援困難事例等に対する事例検討会の開催、相談窓口の開設、研修の実施、各種機関が行う研修に関する情報提供、個別のケアプランの作成指導など支援を十分に行い、個々の介護支援専門員のケアプラン作成能力や地域全体のケアマネジメント力の向上に積極的に取り組める者
- オ 福岡県又は県内市町村が行う介護支援専門員を対象とした研修の講師を担える者

## 受講区分Ⅱ、Ⅲ又はⅣ（居宅介護支援事業所等用）

受講区分Ⅱ：主任介護支援専門員が配置されておらず、かつ、主任介護支援専門員を配置すれば特定事業所加算の算定要件を満たす居宅介護支援事業所の介護支援専門員

受講区分Ⅲ：居宅介護支援事業所の管理者である介護支援専門員

受講区分Ⅳ：受講区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢ以外の介護支援専門員

居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員の受講要件は、1及び2の条件を全て満たす者とする。

1 下記①～③のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ（同等の更新研修を含む。）を修了した者

- ① 専任（常勤専従）の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者（居宅介護支援事業所の管理者と介護支援専門員との兼務期間は、通算期間の算定対象とする。）
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤専従）の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（居宅介護支援事業所の管理者と介護支援専門員との兼務期間は、通算期間の算定対象とする。）
- ③ 県、市町村若しくは各種団体が実施する介護支援専門員に関する研修の講師を継続的に担当した経験がある者又は現にこれらの研修の講師を担当する者など指導的立場にある者であって、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者
- ④ 介護支援専門員と他職種（生活相談員又は支援相談員）を兼務し、実務に従事した期間が通算して5年（60か月）以上であり、かつ福岡県介護支援専門員協会が開催する法定外の研修等に年4回以上、かつ研修の合計時間が16時間以上参加した者

2 下記ア～ウの要件を全て満たし、かつ、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と連携・協働して、地域全体のケアマネジメント力の向上に寄与できる者

- ア ケアマネジメントの実務に関する豊富な知識と経験を有する者
- イ 職域の介護支援専門員を支援し、個々の介護支援専門員が保健・医療・福祉分野における多職種・多機関と連携できるような体制を構築する上で中心的役割を十分に担える者
- ウ 支援困難事例等に対する事例検討会の開催、相談窓口の開設、研修の実施、研修講師として活動、各種機関が行う研修に関する情報提供、個別のケアプランの作成指導など、支援を十分に行い、個々の介護支援専門員のケアプラン作成能力や職域全体のケアマネジメント力の向上に積極的に取り組める者

※受講区分Ⅱ、Ⅲ又はⅣ（居宅介護支援事業所等用）の専任の介護支援専門員として従事した期間が通算で5年（60ヶ月）以上である者とは、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者、生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとする。